

飯能市工事希望型指名競争入札における設計提案方式実施要領

(平成13年告示第33号)

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事請負契約に係る工事希望型指名競争入札において、業者から設計提案を求める入札方法（以下「工事希望型指名競争入札設計提案方式」という。）による入札の実施について、飯能市建設工事請負契約に係る工事希望型指名競争入札実施要領（平成13年告示第26号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事希望型指名競争入札設計提案方式によって入札に付することができる工事は、民間の技術開発が進んでいるものでプレハブ工法その他部材の規格化、現場労務の省力化等を図るための特殊工法等によって工事施工が可能な建設工事とする。

2 工事希望型指名競争入札設計提案方式に付す工事は、前項に規定するものうちから飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）において選定した建設工事とする。

(設計提案の提出)

第3条 設計提案を求める範囲は、基本設計であって、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものうちから工事特性に応じて審査会の議を経て定めるものとする。

2 設計提案を求める部分その他設計提案に必要な事項は、技術資料作成要領、図面及び仕様書に明記するものとする。

3 設計提案は、技術資料作成要領において定められた期限までに、工事希望型指名競争入札参加申込書及び技術資料と共に書面で提出しなければならない。

4 設計提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

5 提出された設計提案書は、返却しないものとし、提出期限以降における設

計提案書の差し替え及び再提出は認めないものとする。

(設計提案説明会)

第4条 市長が必要があると認めるときは、設計提案に関する説明会（以下「設計提案説明会」という。）を実施することができる。

- 2 設計提案説明会においては、設計提案を求める内容について詳細に説明するものとする。
- 3 設計提案説明会は、その提出期限の前日から起算して14日前までに実施するものとする。

(設計提案に対するヒアリング)

第5条 市長が必要があると認めるときは、設計提案に対するヒアリングを実施することができる。

(設計提案等の審査)

第6条 設計提案の審査は、技術資料等に関する審査と併せて審査会において審査する。

- 2 設計提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、経済性等を評価するものとする。

(設計提案の採否の通知等)

第7条 設計提案等の採否については、指名又は非指名の通知と併せて通知するものとする。

- 2 設計提案が適正と認められなかった場合には、前項の通知に当たっては、その理由を付すものとする。
- 3 設計提案が適正と認められなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。
- 4 市長は、設計提案が適正と認められなかった理由についての説明を求めら

れたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

- 5 前項による回答があった場合においては、当該設計提案が適正と認められなかった理由について1回に限り再説明請求をすることができる。

(設計提案の内容の保護)

第8条 設計提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等を有する設計提案については、この限りでない。

(責任の所在等)

第9条 設計提案を適正と認めることにより、標準案において施工方法を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

- 2 設計提案に基づく工事の施工ができなかった場合で再度施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

(技術資料作成要領に明示する事項)

第10条 設計提案を求める場合においては、次に掲げる事項を技術資料作成要領に明示するものとする。

- (1) 当該工事が設計提案による設計・施工一括発注方式であること。
- (2) 設計提案は、基本設計に関するものであること。
- (3) 設計提案の作成及び提出に関すること。
- (4) 設計提案に対するヒアリングを実施すること。
- (5) 設計提案等は、指名業者選定の審査に反映されること。
- (6) 設計提案等は、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会において審査すること。
- (7) 設計提案等の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、経済性等を評価すること。

- (8) 設計提案等の採否については、指名又は非指名の通知と併せて通知すること。
 - (9) 設計提案等の採否の通知の際、設計提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すこと。
 - (10) 設計提案が適正と認められなかった場合は、その理由についての説明を求めることができること。
 - (11) 設計提案が適正と認められなかった理由についての説明要求に対する回答があった場合においては、1回に限り再説明請求をすることができること。
 - (12) 設計提案等の提出に要する費用は、提出者の負担とすること。
 - (13) 設計提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用することができるものとする。ただし、工業所有権等を有する技術提案については、この限りでないこと。
 - (14) 入札に当たっては、設計提案をもとに見積額を積算すること。
 - (15) 入札金額には、実施設計に要する費用、許可等を受けるための諸手続に要する費用その他当該工事に係る設計・施工に要する一切の費用を含むものとする。
 - (16) 入札の方法に関する事。
 - (17) 落札者の決定方法に関する事。
 - (18) 入札保証金及び契約保証金に関する事。
 - (19) 最低制限価格及び調査基準価格の設定に関する事。
 - (20) 入札の無効に関する事。
 - (21) 実施設計に関する事。
 - (22) 設計提案に基づく工事の施工ができなかった場合で再度施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う事。
 - (23) 問合せ先に関する事。
- (その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第36号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。